

[事案 26-170] 契約解除取消請求

・平成 27 年 7 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由として契約解除されたが、告知書作成にあたっては、募集人に全て相談したとして、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 4 月に契約した終身医療保険について、肺がんの入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約解除されたが、以下の理由により、契約解除を取り消してほしい。

- (1)平成 14 年 3 月から心房細動の投薬を受けていたが、数年後に薬は飲まなくてもよいということになり、あまり通院しなくなった。
- (2)健康診断における「代謝（糖）：要検査」の指摘については、再検査した結果、食事に気を付けるだけであまり心配はないとのことだった。
- (3)上記の事情は全て、告知書作成時に募集人に相談した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、平成 14 年 3 月より継続して、心房細動の診察・通院・投薬治療を受けている。また、平成 23 年 8 月の健康診断においても異常所見（代謝系：要精密検査）の指摘を受けていたが、告知書には記載がなかった。
- (2)胃薬（服用）に関しては告知があったが、募集人は、他の既往症に関しては聞いていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書を含む）にもとづく審理の他、申立人に対して、告知時の状況等を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に告知妨害や不告知教唆があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。